

第3次大台町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、第3次大台町総合計画策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第3次大台町総合計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第3次大台町総合計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、第3次大台町総合計画策定支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書をもとに、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月24日まで

3 提案上限額

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

【内訳】

令和6年度上限額	6,050,000円
令和7年度上限額	7,150,000円

※提案上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

※最優秀提案者（優先交渉権者）との協議により、契約金額を設定する。

※債務負担行為による2か年契約とする。

4 参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時点において次の要件を全て満たすものとする。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
- ②大台町入札参加資格者名簿に登載されており、大台町から業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④大台町暴力団排除条例の規定に該当しないもの。

⑤国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

5 スケジュール

内 容	日 程
(1) 公募開始（仕様書等の公表）	令和6年5月8日（水）
(2) 参加申込に関する質疑の受付期間	令和6年5月8日（水）～5月17日（金）17時まで
(3) 参加申込書の提出期限	令和6年5月21日（火）17時まで
(4) 参加資格審査結果の通知	令和6年5月22日（水）メールで通知
(5) 仕様書、企画提案書等に関する 質疑の受付期間	令和6年5月8日（水）～5月21日（火）17時まで
(6) (5) の質疑に対する回答	令和6年5月17日（金）第1回ホームページ公表 令和6年5月24日（金）第2回ホームページ公表
(7) 企画提案書の受付期間	令和6年5月27日（月）～5月31日（金）17時まで
(8) 一次審査（書類審査）	令和6年6月7日（金）
(9) 一次審査結果通知及び二次審査 参加要請	令和6年6月10日（月）
(10) 二次審査（プレゼンテーション等）	令和6年6月25日（火）～6月26日（水）
(11) 二次審査結果通知及び優先 交渉権者公表結果通知	令和6年7月3日（水）

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合があります。

6 参加手続き等

(1) 参加申込書類の提出

参加を表明する者は、次の①に示す書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

①提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可とする）
- ・業務実績一覧（様式2）

※令和元年度から令和5年度までの過去5年間の業務実績のうち、本業務と同種又は類似する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注者」「業務名」「契約金額（消費税抜

き)」「履行期間」「業務概要」を記載すること。また、業務実績一覧に記載した業務に係る契約書等の写しを添付すること。

- ・納税証明書の写し

※直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、市区町村税の未納がないことが確認できるもの。

- ・商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書

②提出先

- ・大台町戦略企画課 戦略・情報係

(〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地)

③提出方法

- ・持参又は郵送(簡易書留)

持参の場合は、休日を除く9時から17時までとし、事前連絡の上持参すること。

郵送の場合は、簡易書留によるものとし提出期限内に必着とする。

④提出期限

- ・令和6年5月21日(火) 17時まで

⑤提出部数

- ・各1部

(2) 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、次の①に示す書類を提出すること。

①提出書類

- ・企画提案書(様式3)
- ・提案事項(任意様式)

ア 提案事項は、別紙3「基本的な企画提案事項について」に記載した項目については必ず言及すること。

イ 提出部数は8部(正1部・副7部)とし、正本は表紙に社名を記載したうえ、印鑑を押印すること。副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

ウ A4用紙を基準とし、表紙及び目次を除き、フォントサイズ10.5pt以上、上限は片面刷り40枚以内(両面刷りは2枚と換算)で作成し、ページ番号を付して提出すること。上限枚数に満たない場合であっても減点にはならない。

エ 評価を行う者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本実施要領及び仕様書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。

オ 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

カ 別紙「第3次大台町総合計画策定支援業務仕様書」をもとに契約書添付の仕様書を作

成するが、大台町の判断で最優秀提案者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

- ・ 価格提案書（様式 4）

- ・ 業務実施体制表（様式 5）

※担当者ごとに同種・類似業務の経験年数、業務に関連する保有資格、同種・類似業務の経験、担当する業務内容を記載すること。

- ・ 業務工程表（任意様式）

※年度ごとに分けて記載すること。

②提出先

- ・ 大台町戦略企画課 戦略・情報係

（〒 5 1 9 - 2 4 0 4 三重県多気郡大台町佐原 7 5 0 番地）

③提出方法

- ・ 持参又は郵送（簡易書留）

持参の場合は、休日を除く 9 時から 1 7 時までとし、事前連絡の上持参すること。

郵送の場合は、簡易書留によるものとし期間内に必着とする。

④提出期間

- ・ 令和 6 年 5 月 2 7 日（月）から 5 月 3 1 日（金） 1 7 時まで

⑤提出部数

- ・ 企画提案書（様式 3）、価格提案書（様式 4）・・・各 1 部

- ・ 提案事項（任意様式）、業務実施体制表（様式 5）、業務工程表（任意様式）

・・・正本各 1 部、副本各 7 部

⑥その他

- ・ 「価格提案書」の内訳書 1 部を任意様式にて添付すること。

7 最優秀提案者（優先交渉権者）の選定方法等

（1）実施方針

最優秀提案者（優先交渉権者）の選定にあたり、第 3 次大台町総合計画策定支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

（2）参加資格確認

審査に先だち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

（3）一次審査（書類審査）

提出書類（企画提案書を含む）を別紙 2「評価ポイント①業務体制評価」に基づき審査を行い、参加表明書の提出者の中から二次審査参加要請者を選定する。なお、一次審査（書類審査）については参加表明書の提出者が少数であった場合は実施しない場合もある。

①実施日

- ・ 令和 6 年 6 月 7 日（金）

(4) 二次審査（プレゼンテーション等）

別紙2「評価ポイント②企画提案評価」のとおり企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容などにより審査する。なお、一次審査を実施しない場合は、二次審査時に別紙2「評価ポイント①業務体制評価」についても審査を行う。

①実施日

- ・令和6年6月25日（火）から6月26日（水）（詳細については別途通知する。）

②出席者

- ・管理責任者を含めた3名以内とする。

③所要時間

- ・プレゼンテーションに要する時間は概ね45分（説明30分、質疑応答15分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

④注意事項

- ・審査の内容は提出された提案書の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）とする。審査は非公開とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出された提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。
- ・プレゼンテーションで機器等を用いた説明を行う場合には、参加者において必要な機器を用意すること。
なお、プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーン（100インチ）については、町が会場に用意するものを使用することができる。
- ・プレゼンテーションについては対面を予定しているが、変更する場合は事前に通知する。

(5) 最優秀提案者（優先交渉権者）

審査委員会において、審査基準に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者として選定する。

(6) 選定結果等の通知及び公表

参加資格審査結果は、令和6年5月22日（水）までに電子メールにより通知する。一次審査結果及び二次審査参加要請は令和6年6月10日（月）以降に電子メールにより通知する。二次審査結果は令和6年7月3日（水）に電子メールにより通知し、最優秀提案者（優先交渉権者）は町ホームページで公表する。

なお、審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受付けないものとする。

8 質疑等の手続き

本プロポーザルに関する質疑及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 参加申込に関する質疑の受付期間

①受付期間

- ・令和6年5月8日（水）から5月17日（金）17時まで（必着）

②提出書類

- ・質問票（様式6）

③提出方法

- ・電子メール（メールアドレス：odai-ki@odaitown.jp）とし、送信にあたっては、表題を「第3次大台町総合計画策定支援業務（参加申込）についての質問」とすること。また、電話にて受信の確認を行うこと。

④回答方法

- ・質疑を行った者に対し電子メールで通知する。参加申込に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、審査に関する質問については一切受付けない。

（2）業務仕様書、企画提案書等に関する質問

①受付期間

- ・令和6年5月8日（水）から令和6年5月21日（火）17時まで（必着）

②提出書類

- ・質問票（様式6）

③提出方法

- ・電子メール（メールアドレス：odai-ki@odaitown.jp）とし、送信にあたっては、表題を「第3次大台町総合計画策定支援業務（業務仕様書等）についての質問」とすること。また、電話にて受信の確認を行うこと。

④回答方法

- ・令和6年5月8日（水）から令和6年5月13日（月）までの期間における質疑に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに質疑を行った者に対し電子メールで通知するとともに、町ホームページにて公表する。
- ・令和6年5月14日（火）以降の質疑に対する回答は、令和6年5月24日（金）までに全者に電子メールで通知するとともに、町ホームページにて公表する。業務仕様書及び企画提案書等に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、審査に関する質問については一切受付けない。

（3）辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式7）により届け出ること。

9 評価基準等

（1）評価基準

別紙2「評価ポイント」のとおり。

（2）最優秀提案者（優先交渉権者）として選定しない条件

「評価基準」の採点の合計が6割未満の場合。

（3）審査点数が同点の場合の最優秀提案者（優先交渉権者）選定方法

審査点数の最高得点者が複数いる場合は別紙2「評価ポイント②企画提案評価」の合計点が高い者とし、なおも同点となる場合は提案の審査を再度実施し上位を選定する。この場合の採点方法は審査委員の協議により決定し、選定する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ⑤価格提案額が提案上限額を超過している場合
- ⑥その他、審査委員会が不適当と認めた場合

1 1 契約

(1) 契約手続き

選定した最優秀提案者（優先交渉権者）と契約手続きを行う。ただし、選定した最優秀提案者（優先交渉権者）が失格事項に該当した場合又は、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 契約内容

選定した最優秀提案者（優先交渉権者）の提案内容を踏まえ、協議により仕様書等の調整を行い確定する。

1 2 留意事項

(1) 参加表明が1者の場合

参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、評価基準等で採点を行い、「9（2）最優秀提案者（優先交渉権者）として選定しない条件」に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 使用言語等

使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

(4) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、大台町が公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(5) 情報公開

提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、大台町情報公開条例（平成18年条例第13号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に書面で申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。

(6) 審査結果

審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

13 担当課

大台町戦略企画課 戦略・情報係

住 所 〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地

電 話 0598-82-3782

メール odai-ki@odaitown.jp